

令和4年度 聖籠町立蓮野小学校 いじめ防止基本方針

(平成3年8月27日改定)

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- 子どもたちの温かい人間関係づくり、いじめをしない・許さないという学級・学年風土づくりを行いいじめの未然防止に努める。
- いじめの早期発見・即時対応に努める。
- いじめを受けた児童に寄り添い、心のケアを最優先とする。
- 学校職員全員が、いじめ防止に向けて共通認識をもち、いじめにかかわる情報を共有しながら組織的に対応に当たる。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策に向けた中核となる常設の組織

＜定例会いじめ・不登校等対策委員会 月1回＞

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、低学年部主任、中学年部主任、高学年部主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、該当学年担任

(2) いじめ及びいじめが疑われる場合に即時に対応する組織

＜臨時いじめ・不登校対策委員会 問題発生時に、その日のうちに＞

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学年担任

(3) 日常的ないじめ防止など、生活指導上の課題に対して取組を行う組織

＜心の教育部会＞

生活指導主任を中心に、校務分掌で位置づけられた職員

(4) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

「つなぎの専門家」としての聖籠町子ども家庭相談センターSW

「心の専門家」としての県派遣スクールカウンセラー

(5) 組織の役割

①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有

④いじめ及びいじめの疑いに関する情報を把握した際の緊急対策会議の実施、いじめ事案に関する情報の共有、関係児童からの事実関係に関する聴取、指導および支援体制・対応方針の決定、保護者への連絡・連携した対応

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 指導体制

いじめ防止に向けた基本認識と指導の構え

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、該当児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

- （注1）「心身の苦痛を感じているもの」の定義を限定して解釈しない。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合も多々あることを考慮し、当該児童の表情や様子を細かく観察して判断する。
- （注2）「行為」については、「仲間はずれ」や「ける、たたく」などの直接的な行為だけでなく、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- （注3）「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- （注4）「けんか」は、いじめとしては除外するが、外見的にはけんかのように見える場合でも当該児童の被害性に着目した見極めが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・スマートフォンやタブレット、パソコン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

【具体的ないじめ類似行為】

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

② いじめに対する基本的な認識

いじめは、どの児童にも、どの学級どの学校でも起こりうる

国立教育政策研究所の調査では、多くの子どもが入れ替わりながらいじめの巻き込まれているとの報告がなされている。（6年間の追跡調査の結果：いじめをした経験がある9割、された経験がある9割）したがって、いじめ防止は、全ての児童が対象となる。アンケートや面談等を工夫しながらいじめに関する実態把握を工夫し、充実させる。

いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識をもつ

「こどもは、いじめたりいじめられたりしながら成長するものだ」「いじめられる方にも問題がある」といった考えは、いじめを容認し、問題を深刻化する。集団生活の場である学校では、意見の衝突やトラブルが必ず起こる。その際、解決の方法として互いの人権や生命を脅かすような行為は断じて許されないことを発達段階に応じて指導していく必要がある。

いじめは、健全な成長を阻むものである

いじめは、児童の成長に悪影響をもたらす。児童の心を深く傷つけ将来にわたってトラウマとして残る。加害側の子どもにとっては、いじめの非人間性や他者の心情に・痛みに気付くことのないまま見過ごされることが成長にかかわる重大な問題となる。

いじめの四層構造に着目した指導が必要である

いじめは、いじめられている児童（被害者）といじめている児童（加害者）の関係だけでとらえることはできない。はやし立てたり面白がったりして積極的に助長している児童（観衆）と、見て見ぬふりをして暗黙的に支持している児童（傍観者）を加えた四層構造になっている。

いじめの解消については、被害者への支援、加害者への指導だけにとらわれるのではなく、観衆や傍観者の実態を把握し、指導していく必要がある。

③ いじめを起こさないための対応（未然防止）

- いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点について、共通理解を図る。
- 集団に対して具体的に、どんな行為がいじめなのかを理解させることで「いじめは人間として絶対に許されないこと」「いじめは見逃さない（いじめを通報することは決して卑怯なことではない）」という雰囲気醸成に努める。

- いじめに向かわない態度・能力の育成は、「学力・規律・自己有用感」である。すなわち、児童がきちんと授業に参加して学力を身に付け、互いに認められているという実感を持たせることができれば、容易にいじめの加害者となることを防ぐことができる。
- 「いじめ見逃しゼロ強調月間」中の取組を確実に実施する。児童が自らいじめについて理解を深めて取組を決めたり、家庭・地域と協力して児童を見守ったりしながらいじめを見逃さない、いじめを許さない意識の醸成を図る。

④早期発見のための対応

- 職員がいじめを見逃さないためのチェックポイントを共有し、発見したときは即時に指導を行える指導力・対応力を研修を通じて高めていく。
- 日常の観察に加えて、定期的ないじめアンケート、教育相談を実施する。
- 児童又は保護者がいじめを相談しやすい雰囲気と関係をつくる。加えて、児童には、自ら支援を求める重要性を適宜指導する。
- 児童が欠席し、その理由がいじめと疑われる場合、担任はすぐに生活指導主任に報告し、組織的に即時に対応を開始する。（情報の共有→事実確認→方針決定）
- いじめの見逃しがないように、保護者にいじめに対する学校の考え方や取組を説明した上で、保護者アンケートを実施する。
- 児童や保護者に対して、校内の相談窓口（担任、保健室、生活指導主任、教頭）や校外の相談窓口を周知する。
- いじめや友達関係での悩み事等については、スクールカウンセラーとの面談について児童や保護者に積極的に働きかける。

⑤いじめを発見したときの三原則

1 即時対応
○些細な兆候でもいじめではないかと疑いをもち、早い段階から複数の職員でかかわる。 ○児童本人や保護者から訴えがあった場合は、すばやく、誠実に対応し信頼関係を築いていく。対応の経過等についても適宜伝えていく。 ○校内の報告・連絡・相談を徹底し、情報連携と行動連携に基づいた対応を行う。
2 親身な対応
○被害児童やその保護者の立場に立ち、「些細な悪ふざけ」として軽視しない。傾聴の姿勢、共感的な受け止めで話を聞き親身に対応する。 ○加害児童に対して、「いじめはいけないことだ」とありきたりの指導をするのではなく、その事例に則して被害児童がどのように感じ、どのように傷ついたのかを相手の立場に立って考えさせる。また、いじめに至った経緯を探り、加害児童に感情の伝え方等について丁寧に指導する。
3 基本は顔を合わせての面談
○被害児童については、家庭訪問を原則として保護者に学校で確認できたことや今後の対応について知らせ、了承と協力を得るようにする。 ○被害児童の保護者には、その後の指導の経過、学校の対応を正確に伝える。 ○加害児童の保護者には来校してもらい、いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた児童の心情や現在の様子を正確に伝え、学校の指導や取組について了承と協力を依頼する。納得が得られない場合も考えられるが、「理解が得られるまで時間をかけて話し合う」という構えで臨む。

（２）教育相談体制

①にこにこアンケート 毎月

児童の実態を知り、面談に生かすとともに、結果を集計して指導のあり方について改善を図る。内容については、保護者にも事前に周知し、保護者が直接いじめについて相談できる用紙を配付する。

②教育相談 学校生活アンケートの直後に実施

アンケートの記入をもとに、担任が児童一人一人と面談を行う。

③学校評価保護者アンケート 7月、12月

学校の取組に対する評価として受け止めるとともに、児童の様子についての記述欄などを工夫し、いじめについての情報収集の一助とする。

④学校評価児童アンケート 7月、12月

児童の学校生活に対する思いを把握し、教育活動の効果を評価するために行うと同時に、いじめに関する項目を入れて実施する。

⑤アセスアンケート 6月後半～7月上旬 11月後半～12月初旬

一人一人のアンケート結果を分析し、心の状況の把握に活用する。

※アンケートの実施については、児童一人一人に情報端末が付与されたことから、その方法や時期について今後検討していく。情報端末の活用により、今までよりも簡易にアンケートが実施できる場合は、計画を見直していく。

◎いじめが疑われる児童に対しては、「臨時いじめ・不登校対策委員会」で対応を協議し、学年の担任もしくは生活指導主任が複数で教育相談を実施する。

教育相談後は、相談内容を校長、教頭、教務主任に報告し、その後の方針を決定する。スクールカウンセラーや聖籠町子ども家庭相談センターSWとの連携した対応を常に視野に入れた対応を行う。また、職員集会や子どもを語る会の場で全職員で情報を共有し支援体制を整える。

(3) 早期発見・即時対応の留意点

①些細な変化や心のサインを見逃さない

- ・学年担任制を活用し、複数の教員で児童を見守り、学年間の報告・連絡・相談を密にする。
- ・朝の出欠確認、健康観察は一人一人の表情や声の調子の変化にも注意する。気になった児童については、養護教諭が保健室で様子を聞く、家庭に連絡するなど積極的に情報を収集する。
- ・アンケートや教育相談の実施により、いじめを相談しやすい体制を整えておく。情報を提供してくれた児童や保護者からの連絡については、誠実に対応する。
- ・いじめられた児童だけでなく、情報を提供してくれた児童を守ることに配慮する。
- ・保護者や学区の民生委員、主任児童委員等にも協力を仰ぎ、「家庭の様子」や「登校時の様子」を把握する。

②情報は確実に共有する

- ・生活指導主任が把握した情報は、職員集会や子どもを語る会等の場で報告する。必要に応じて情報収集を依頼する。

③速やかな組織的対応

- ・いじめが疑われる事案を心の教育部会、教育相談プロジェクトチームが把握し、いじめ不登校対策委員会で対応を協議し対応を開始する。場合によっては、聖籠町教育委員会子ども教育課、聖籠町子ども家庭相談支援センター、スクールソーシャルワーカー、所轄警察署等に相談する。

(4) 保護者及び地域との連携

①学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。

②学校いじめ防止基本方針を年度始めの保護者懇談会等で説明し、学校の取組の理解を図るとともに、保護者が相談しやすい体制を整える。

③学校いじめ防止基本方針を学校運営協議会でも説明し、取組の理解を図るとともに地域の情報を得たり、地域住民や保護者の視点からの意見を聴取したりして、本基

本方針や取組の改善に役立てる。

4 校内研修

いじめの定義やいじめの積極的認知の必要性、組織的対応の重要性等について研修し、職員のいじめ未然防止や認知等に関する力量の向上を図る。

4 月	「蓮野小学校いじめ防止基本方針」の内容、取組について研修
5 月	こんな蓮野小にしたいな集会の取組について研修
7 月	アセスアンケートにかかわる研修
8 月	いじめ防止を含む人権教育、同和教育にかかわる研修
9 月	いじめ見逃しゼロ強調月間に向けた研修
12 月	人権教育、同和教育にかかわる道徳授業の指導案作成と授業実践

5 いじめの未然防止に向けた取組の評価

- (1) 学校評価の PDCA サイクルにいじめ防止の取組の項目を設け、評価していく。
- (2) 各職員が、「いじめ対応チェックリスト」をもとに、7月、12月に日常の取組を自己点検する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) 家庭用いじめチェックリストの配付、いじめ相談機関の周知等を行う。
- (2) 未然防止の取組やいじめに対する考え方を生活指導便り等で知らせる。
- (3) 「こんな蓮野小にしたいな集会」を学校運営協議会委員に参観していただく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態のとりえ

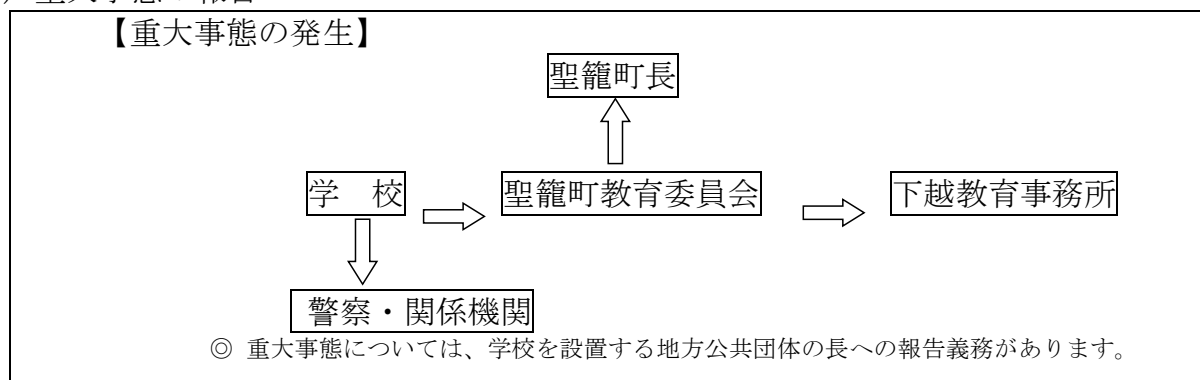
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア) 児童が自殺を企図したとき
 - イ) 身体に重大な傷害を負ったとき
 - ウ) 金品等に重大な被害を被ったとき
 - エ) 精神性の疾患を発症したとき

- ②いじめにより、児童が一定期間、連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※欠席の日数については、年間 30 日を目安とするが、日数にこだわらず、事案や被害児童の状況を十分考慮し、欠席 30 日になる前、及び重大事態に至る相当前の段階からの場合もあり得る。

- ③児童や保護者から重大事態である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告



(3) 調査の主体について

① 学校が主体となっていく場合

- ・ 基本的には、当校の児童が関係しているいじめ事案には、学校が主体となって調査を行う。

② 町教育委員会が主体となっていく場合

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断されたとき。
- ・ 学校の教育活動に支障をきたすとき。

(4) 調査を行う組織

① 重大事態にかかる調査は、いじめ・不登校等対策委員会が行う。

② いじめ・不登校等対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて町教育委員会の指導助言のもと、適切な専門家を加える。

③ いじめ・不登校等対策委員会の構成については、調査の公正性、中立性を確保するために、当該いじめ事案の関係者と直接的に人間関係または特別な利害関係を有しないスクールカウンセラーに参加してもらう。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○客観的な事実関係を速やかに複数の教職員で調査する。

○不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う。

○「事実を確認する」ために、

- ・ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような形態があったのか」「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童、在籍する全児童、教職員から質問調査、聞き取り調査を行う。
- ・ いじめられた児童、情報提供してくれた児童を守ることを最優先する。
- ・ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰への支援や学習支援を行う。

○いじめられた児童から聞き取り調査が不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍する全児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供については、適時・適切な方法で経過報告を行うものとする。
「いじめ」が、 ・いつ ・誰から ・どのような形態で行われたか
・学校がどのように対応したか

イ) 他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して調査結果を提供する。

ウ) 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供することを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる児童及びその保護者に説明をする。

エ) 調査を行う際は、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期などについて町教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

ア) 調査については、町教育委員会を通して、聖籠町長に文書で報告する。

イ) いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、町教育委員会を通して聖籠町長に送付する。